平成２３年（フ）第１４２号
沖縄県沖縄市宮里３丁目40番10号　パレスビューマンション203号
債務者　高津　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４５号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目23番２―103号大謝名団地
債務者　木下　久子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５７号
沖縄県宜野湾市大謝名３丁目４番10号　ホワイトレジデンスＡ―４号
債務者　稲福　真生
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８９０３号
東京都文京区白山４丁目20―７
債務者　日和田浩二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９４０号
東京都世田谷区桜丘４丁目19―32―203
債務者　八重田正人
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６号
北海道帯広市東２条南21丁目16番地１　ＮＫマンション東館203号室
債務者　巽　　衣舞
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県薩摩川内市中村町4927番地
破産者　原園　久義
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３３５２号
福岡市博多区美野島２丁目５番２号ＴＲＵＳＴビル４Ｆ
破産者　トータルプロシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３０６号
福岡市博多区竹下２丁目３番18―404号
破産者　永吉　道也
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７号
岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀189番地４
破産者　株式会社川畑建業
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第６４９号
栃木県那須烏山市宮原33番地
破産者　那須光学工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５０号
栃木県那須烏山市野上1173番地５
破産者　西田ヨシ子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
栃木県鹿沼市下田町１丁目1025番地
破産者　鈴木千代恵
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７７号
栃木県芳賀郡益子町大字上大羽679番地
破産者　黒子　裕子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０６号
栃木県那須塩原市石林755番地７　グリーンハイツ乃木102号、前住所栃木県那須塩原市一区町1480番地12
破産者　小林律江子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３号
埼玉県草加市青柳６丁目50番22号
破産者　有限会社永埜鉄筋
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
埼玉県草加市青柳６丁目10番１号
破産者　有限会社エス・ファクトリー
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
三重県亀山市山下町481番地
破産者　市原　健史
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５５５号
大阪府河内長野市本町５番10号
破産者　株式会社ラヴァーレ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部